

令和 8 年 5 月 1 日

事業主 殿

兵庫労働局長登録教習機関 (兵労基安登録第177号 登録有効期限令和11年3月30日)
(一社)兵庫労働基準連合会 淡路事務所

令和 8 年度 第 1 回 高所作業車運転技能講習 (14H) のご案内

労働安全衛生法第61条に基づき、作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転業務は、高所作業車運転技能講習修了者でなければ当該業務に従事することができません。
つきましては、下記のとおり「高所作業車運転技能講習」を開催いたしますので受講されるようご案内いたします。

[記]

1. 講習日時・場所・講習科目

講習別	開催日時	開催場所
学 科	令和 8 年 6 月 11 日 (木) 7:50 ~ 18:20	サンライズ淡路 南あわじ市広田広田1466-1 TEL : 0799-45-1411
実 技	令和 8 年 6 月 12 日 (金) 7:55 ~ 16:35	

区分	時 間	科 目	
学 科 講 習	7:30 ~ 7:50	受付	
	7:50 ~ 8:00	オリエンテーション	
	8:00 ~ 10:00	運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間
	10:00 ~ 10:10	休憩	
	10:10 ~ 12:10	作業に関する装置の構造及び取扱方法の知識	2時間
	12:10 ~ 13:00	昼食・休憩	
	13:00 ~ 15:00	作業に関する装置の構造及び取扱方法の知識	2時間
	15:00 ~ 15:10	休憩	
	15:10 ~ 16:10	作業に関する装置の構造及び取扱方法の知識	1時間
	16:10 ~ 17:10	関係法令	1時間
	17:10 ~ 17:20	休憩	
	17:20 ~ 18:20	修了試験	
実 技 講 習	7:35 ~ 7:55	受付	
	7:55 ~ 8:05	オリエンテーション	
	8:05 ~ 10:05	作業のための装置の操作	2時間
	10:05 ~ 10:10	休憩	
	10:10 ~ 12:10	作業のための装置の操作	2時間
	12:10 ~ 13:00	昼食・休憩	
	13:00 ~ 15:00	作業のための装置の操作	2時間
	15:00 ~ 15:05	休憩	
	15:05 ~ 16:05	修了試験	
	16:05 ~ 16:35	講評・修了証交付	

2. 受講定員 30 名 (定員になり次第締め切ります)

3. 申込期間 令和 8 年 5 月 1 日 (金) ~ 5 月 27 日 (水)

4. 受講区分と受講料

資 格	免 除 科 目	受講料(消費税込)		
		講習料	テキスト	合計
<ul style="list-style-type: none"> 移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施行技術検定に合格した者 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、準中型免許、中型免許、又は普通自動車免許を有する者 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地、運搬、積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用、解体用)運転技能講習、又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者 	原動機に関する知識	37,400	2,420	¥39,820

注1) 一般的事項に関する知識の免除の取り扱いはしていません。

注2) 申込み時に資格証のコピーを添付下さい。

※ 受講資格は、18歳以上となります。

※ 提出していただいた個人情報は、協会が責任を持って保管・管理し、本講習(研修)の的確な実施の為にのみ利用いたします。

5. 申込方法 所定の申込用紙(事務所にあります、ホームページからもダウンロード可能です)に必要事項をご記入の上、『写真』と『資格証のコピー』を貼って下記へお申込み・お振込み下さい。
申込み受付後は、受講料は返金できません。ただし、締切り日までの受講者の変更は可能ですが、事前に必ずお申出下さい。

<振込先> 淡陽信用組合 下加茂支店
普通預金 No.0100137
一般社団法人 兵庫労働基準連合会 淡路事務所 所長 榎本武男

6. 申込先 (一社)兵庫労働基準連合会 淡路事務所 (淡路労働基準協会内)
兵庫県洲本市桑間295
(TEL: 0799-23-0007 ・ FAX: 0799-23-0988)
協会ホームページ <http://awaji-roukikyokai.com/>

7. その他 (1)受講者は、学科・実技とも毎日受付に受講票を提出して出席印を受けること
(2)受講者は、講習当日の受付時に、本人確認の為の書類(自動車運転免許証等)の提示が必要です。
(3)所定の受講時間は、全て受講しなければなりません。1日でも欠席したり、遅刻・早退者・離籍や講師の指示に従わない者は不合格となります。
(4)学科修了試験で不合格の方は、実技講習は受けられません。
(5)持参品『学科』①筆記用具(鉛筆・消しゴム) ②受講票
『実技』①作業衣・作業ズボン ②ヘルメット ③手袋 ④安全靴 ⑤受講票 ⑥安全帯
(6)実技については、雨天決行(雨の当日はカッパ持参)